

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会第27回議事概要

(名古屋地域委員会庶務)

第1 日時

平成24年9月21日(金)午前10時00分から午前10時40分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

(委員長)片山俊雄(裁)

(委員) 神谷 達(学), 寺脇一峰(検), 松浦好治(学),

村上文男(弁)

(庶務) 廣瀬名古屋高裁総務課長, 三谷名古屋高裁総務課課長補佐

(説明者)村田名古屋高裁事務局長

第4 議題

1 平成25年2月から9月までの再任(判事任命)候補者に係る情報収集について

2 その他

第5 議事(進行)

1 新委員等の紹介

6月1日付けで神谷委員, 松浦委員及び村上委員がそれぞれ地域委員に再任され, 8月10日付けで, 寺脇委員が新たに地域委員に任命された旨の紹介がなされた。

2 地域委員長代理指名

委員長より, 松浦委員が地域委員長代理に指名された。

3 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要があることから, 村田名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承さ

れ，入室した。

なお，今後現各委員の在任期間中，委員会に高裁事務局長が説明者として出席することが了承された。

4 指名諮問委員会における審議結果等の説明

- (1) 庶務から，平成24年7月5日に行われた下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における判事補から判事への任命候補者及び弁護士任官候補者の審議結果が説明された。
- (2) 庶務から，平成24年9月3日の指名諮問委員会の協議の概要及び当地域委員会に対する今回の依頼内容等につき，説明がなされた。

5 平成25年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について

(1) 情報収集の在り方について

ア 重点審議者について

重点審議者所属の裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に対し，重点審議者以外の指名候補者を合わせた名簿を提出し，所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する情報を有する場合には，地域委員会において直接情報を受け付ける旨の周知を依頼する方法（従来の方法）で行うこととされ，情報受付期間は10月29日（月）までとされた。

イ 重点審議者以外の者について

候補者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に対し，重点審議者を含む指名候補者の名簿を提出し，所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する情報を有する場合には，地域委員会において直接情報を受け付ける旨の周知を依頼する方法（従来の方法）で行うこととされ，情報受付期間は10月29日（月）までとされた。

(2) 周知依頼文書について

周知依頼文書の内容について，各弁護士会あてのみに記載することとしている「なお書き」部分の記載につき，全国の地域委員会で一律に記載するの

ではなく、記載されているような事例がある地域委員会のみで記載すれば足り、当地域委員会の管内ではここ数年、このような事例がないのであるから削除すべきではないかとの意見が出されたが、指名諮問委員会からの周知依頼に応えるという趣旨から、別紙のとおりの文面とすることで了承された。

なお、「おって、これまで弁護士会経由で送付された情報の中には、ファクシミリを利用して弁護士会に送付したと見られるものも散見されましたが、情報の管理やプライバシー保護の観点から、ファクシミリの使用は厳に慎むべきものと考えますので、念のため申し添えます。」との記載については、すでにファクシミリを使用しないことが浸透し、近時はファクシミリを使用した事例がないことから削除することで了承された。

6 その他

次回地域委員会の予定等について

次回の地域委員会について、11月14日(水)午前10時00分に開催し、今回収集する情報の取りまとめを行うことを確認した。

なお、情報収集の過程で問題等が生じた場合は、委員長に相談することとし、委員長が必要と判断した場合には、各委員に諮ることとされた。

以 上

(別紙)

平成24年9月 日

名古屋高等検察庁検事長 殿
地方検察庁検事正 殿 《各別に宛先記載》
弁護士会会長 殿 《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

名古屋地域委員会地域委員長 片山俊雄

貴庁(貴会)に対応する裁判所所属の平成25年2月から9月の間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁(貴会)所属の検察官(弁護士)に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。なお(また)、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

(弁護士会宛のみ記載)

なお、これまでも情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらいたい。特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との指名諮問委員会の考え方をお伝えしているところですが、全国的には、依然として、弁護士会に提出された情報を弁護士会が地域委員会に提出した例もあったことから、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうことを、改めて会員に周知していただくようお願いいたします。

たします。

記

1 情報の受付期間

平成24年10月29日(月)まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(情報の内容(情報の時期, 情報取得の経緯, 事実関係等), その他情報提供者としての意見等の項目をあげて, できる限り日時と具体的状況に基づいて記載してください。)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を, 各個人から直接, 当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示, 「地域委員会関係」と朱書きしてください。)又は持参する方法によってください。

文書の宛先 名古屋地域委員会地域委員長

送付先 〒460-8503 名古屋市中区三の丸一丁目4番1号

名古屋高等裁判所事務局総務課長 あて

(注)封筒には「親展」の表示をしてください。

「地域委員会関係」と朱書きしてください。

提出方法等についてのお問合せは, 当委員会庶務までお願いします。

電話番号(052)203-0174(ダイヤルイン)(総務課長 廣瀬)

(052)203-0176(ダイヤルイン)(総務課課長補佐 三谷)